

事業区分ごとの改正メニュー一覧

令和8年6月時点

各改正項目等の上段について、○は適用、×は非適用。下段については、留意事項。

改正項目等	施行日(施行予定日)	経過措置	一般旅客定期航路事業		特定旅客定期航路事業		旅客不定期航路事業		貨客定期航路事業 旧:人の運送をする 貨物定期航路事業		一般不定期航路事業 旧:人の運送をする 不定期航路事業																														
			小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型																													
廃止届の事後制→事前制	令和5年6月11日	無	×		○		○		×		×																														
承継の届出制→認可制	令和5年6月11日	無	×		○		○		×		×																														
安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実	省令改正:令和6年4月1日 ひな形改正:フェーズ1 令和6年11月 フェーズ2 令和8年3月	無	○		○		○		○		○																														
安全情報の提供の拡充、国への定期報告	令和6年4月1日	無	○		○		○		○		○																														
特定教育訓練の導入	令和6年4月1日	無	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×																													
特定操縦免許制度の改正	令和6年4月1日	既存受有者は施行より2年	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×																													
許可の更新制の創設	令和6年4月1日	既存事業者は施行より3年	×		×		○	×	×		×																														
旅客名簿の備置き義務及び運送引受拒絶	令和6年4月1日	無	○		○		○		×		○																														
法定無線設備からの携帯電話の除外 法定無線設備の積付け	[1]旅客船(旅客定員13人以上の船舶) ・許可船:令和4年11月1日 ・許可船以外:令和6年4月1日 [2]旅客定員12人以下であって、「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和7年4月1日 [3]遊漁船(遊漁船業にのみに供する船舶):令和8年10月1日	現存船は適用日以降の最初の中間検査又は定期検査まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">航行区域</th> <th colspan="2">①旅客定員13人以上の船舶</th> <th colspan="3">②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)</th> </tr> <tr> <th>湖川港内(琵琶湖を除く)</th> <th>平水(上記を除く)</th> <th>12m未満</th> <th>12m以上</th> <th>20トン以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間限定沿海</td> <td>業務用無線、衛星電話又は携帯電話*</td> <td>業務用無線、衛星電話又は携帯電話*</td> <td colspan="3">業務用無線、衛星電話又は携帯電話*</td> </tr> <tr> <td>沿岸5マイル</td> <td colspan="2">業務用無線又は衛星電話</td> <td colspan="3">業務用無線又は衛星電話</td> </tr> <tr> <td>全沿海</td> <td colspan="2">業務用無線又は衛星電話</td> <td colspan="3">業務用無線又は衛星電話</td> </tr> </tbody> </table> <p>※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る</p> <p>※詳細については以下をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html</p> <p>■:知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分</p>										航行区域	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)			湖川港内(琵琶湖を除く)	平水(上記を除く)	12m未満	12m以上	20トン以上	2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話			全沿海	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話		
航行区域	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)																																						
	湖川港内(琵琶湖を除く)	平水(上記を除く)	12m未満	12m以上	20トン以上																																				
2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*																																						
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話																																						
全沿海	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話																																						

事業区分ごとの改正メニュー一覧

改正項目等	施行日(施行予定日)	経過措置	一般旅客定期航路事業		特定旅客定期航路事業		旅客不定期航路事業		貨客定期航路事業 〔旧:人の運送をする 貨物定期航路事業〕		一般不定期航路事業 〔旧:人の運送をする 不定期航路事業〕																																																							
			小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型																																																						
非常用位置等発信装置の積付け	[1]旅客船(旅客定員13人以上の船舶):令和6年4月1日 [2]旅客定員12人以下であって、旅客を搭載して事業に使用される船舶(「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶):令和7年4月1日 [3]遊漁船(「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみ供する船舶):令和8年10月1日	現存船は適用日以降の最初の定期検査まで	○		○		○		○		○																																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">航行区域</th> <th rowspan="2">旅客数</th> <th colspan="2">①旅客定員13人以上の船舶</th> <th colspan="3">②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)</th> </tr> <tr> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> <th>12m未満</th> <th>12m以上</th> <th>20トン以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湖川港内(琵琶湖を除く)</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平水(上記を除く)</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2時間限定沿海^{※1}</td> <td></td> <td colspan="2">AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB^{※2}</td> <td colspan="3">AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB^{※2}</td> </tr> <tr> <td>沿岸5マイル</td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>全沿海</td> <td></td> <td colspan="2">GMDSSにより措置済</td> <td colspan="3">GMDSSにより措置済</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則第16条に規定する水域)を含む。 ※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務 [黄色]:知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分</p> <p>※詳細については以下をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html</p>										航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)			20トン未満	20トン以上	12m未満	12m以上	20トン以上	湖川港内(琵琶湖を除く)		-				-	平水(上記を除く)		-				-	2時間限定沿海 ^{※1}		AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB ^{※2}		AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB ^{※2}			沿岸5マイル							全沿海		GMDSSにより措置済		GMDSSにより措置済									
航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)																																																														
		20トン未満	20トン以上	12m未満	12m以上	20トン以上																																																												
湖川港内(琵琶湖を除く)		-				-																																																												
平水(上記を除く)		-				-																																																												
2時間限定沿海 ^{※1}		AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB ^{※2}		AIS(簡易型(Class-B)を含む)又はEPIRB ^{※2}																																																														
沿岸5マイル																																																																		
全沿海		GMDSSにより措置済		GMDSSにより措置済																																																														
船客傷害賠償責任保険の限度額の引上げ及び公表義務化	令和6年10月1日	既存契約は次回契約更新時まで有効	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○																																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">航行区域</th> <th rowspan="2">旅客数</th> <th colspan="2">①旅客定員13人以上の船舶</th> <th colspan="3">②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)</th> </tr> <tr> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> <th>12m未満</th> <th>12m以上</th> <th>20トン以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平水</td> <td>河川、港内、湖(一部の湖^{※1}を除く)</td> <td colspan="5">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外(一部の湖^{※1}を含む)</td> <td colspan="5">水温10℃未満となる水域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間限定沿海</td> <td colspan="5">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沿岸5マイル(20トン未満のみ)</td> <td colspan="5">水温20℃未満となる海域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要^{※2}(一部の船舶は15℃未満)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全沿海</td> <td colspan="5">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>近海</td> <td colspan="5">救命いかだ^{※3}の搭載が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖 ※2 全沿海を航行する総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ(乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの)又は救命艇を搭載 ※3 総トン数20トン以上の大型船の場合、救命いかだ(乗り移り時の落水危険性を軽減させたもの)又は救命艇を搭載 A) 乗り移り時の落水危険性を軽減させた救命いかだ又は内部収容型救命浮子の搭載 B) 救命いかだ等の搭載を要しない方法</p> <p>※詳細については以下をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html</p>										航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)			20トン未満	20トン以上	12m未満	12m以上	20トン以上	平水	河川、港内、湖(一部の湖 ^{※1} を除く)	-						上記以外(一部の湖 ^{※1} を含む)	水温10℃未満となる水域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要						2時間限定沿海	-						沿岸5マイル(20トン未満のみ)	水温20℃未満となる海域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要 ^{※2} (一部の船舶は15℃未満)						全沿海	-						近海	救命いかだ ^{※3} の搭載が必要				
航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)																																																														
		20トン未満	20トン以上	12m未満	12m以上	20トン以上																																																												
平水	河川、港内、湖(一部の湖 ^{※1} を除く)	-																																																																
	上記以外(一部の湖 ^{※1} を含む)	水温10℃未満となる水域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要																																																																
	2時間限定沿海	-																																																																
	沿岸5マイル(20トン未満のみ)	水温20℃未満となる海域・時期を航行する場合A)又はB)の実施が必要 ^{※2} (一部の船舶は15℃未満)																																																																
	全沿海	-																																																																
	近海	救命いかだ ^{※3} の搭載が必要																																																																
届出事業の登録制への移行	令和7年4月1日	既存事業者は施行より2年	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○																																																						

事業区分ごとの改正メニュー一覧

改正項目等	施行日(施行予定日)	経過措置	一般旅客定期航路事業		特定旅客定期航路事業		旅客不定期航路事業		貨客定期航路事業 〔旧:人の運送をする 貨物定期航路事業〕		一般不定期航路事業 〔旧:人の運送をする 不定期航路事業〕																																																																						
			小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型																																																																					
水密性の確保	[1]旅客船(旅客定員13人以上の船舶):令和8年4月1日 [2]旅客定員12人以下であって、「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和9年4月1日 [3]遊漁船(遊漁船業にのみに供する船舶):令和9年4月1日	現存船は適用日以降の最初の定期検査まで	○		○		○		○		○																																																																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旅客数</th> <th colspan="2">①旅客定員13人以上の船舶</th> <th colspan="2">②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)</th> </tr> <tr> <th>航行区域</th> <th>旅客数</th> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>限定沿海</td> <td></td> <td>水密全通甲板の設置</td> <td></td> <td>水密全通甲板の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全沿海</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近海以遠</td> <td></td> <td>水密全通甲板の設置</td> <td></td> <td>水密全通甲板の設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旅客数</th> <th colspan="2">①旅客定員13人以上の船舶</th> <th colspan="2">②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)</th> </tr> <tr> <th>航行区域</th> <th>旅客数</th> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> <th>20トン未満</th> <th>20トン以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>限定沿海</td> <td></td> <td>一区画可浸の基準※1</td> <td>損傷時復原性基準※2</td> <td>一区画可浸の基準※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全沿海</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近海以遠</td> <td></td> <td>一区画可浸の基準※1</td> <td></td> <td>一区画可浸の基準※1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 暴露部に開口がある区画(打ち込みによる浸水のおそれがある区画)は、満水状態で浸水を検討 ※2 国際条約に基づく基準(確率論等を用いた詳細な計算が必要)</p> <p>上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。 浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造</p> <p>※詳細については以下をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html</p>										旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)		航行区域	旅客数	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	平水						限定沿海		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置		全沿海						近海以遠		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置		旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)		航行区域	旅客数	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上	平水						限定沿海		一区画可浸の基準※1	損傷時復原性基準※2	一区画可浸の基準※1		全沿海						近海以遠		一区画可浸の基準※1
旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)																																																																													
航行区域	旅客数	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上																																																																												
平水																																																																																	
限定沿海		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置																																																																													
全沿海																																																																																	
近海以遠		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置																																																																													
旅客数		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)																																																																													
航行区域	旅客数	20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上																																																																												
平水																																																																																	
限定沿海		一区画可浸の基準※1	損傷時復原性基準※2	一区画可浸の基準※1																																																																													
全沿海																																																																																	
近海以遠		一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1																																																																													
安全統括管理者・運航管理者の資格者証保有者のうちからの両管理者の選任義務	令和8年4月1日	既存事業者は施行より1年	○		○		○		○		○																																																																						
職務中の運航管理者の船舶への乗組み禁止等	令和8年4月1日	既存事業者は施行より1年	○		○		○		○		○																																																																						
船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練	令和9年4月1日	無	×		×		○(※)		×		×																																																																						